

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

(北海道二海郡八雲町)

本町の森林面積は 80,191 ヘクタールで、総面積の 84%を占めており、その内町有林は 5,463 ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は 24,668 ヘクタールあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約 7 割（全国：3 割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、森林経営計画への新たな参加を働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は 7 社ありますが、造林現場における新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者や北海道立北の森づくり専門学院道南地域支援協議会と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組みや森林作業の安全対策などへの支援を進めます。

3 木材利用の促進

町内のトドマツやスギなどの人工林資源は利用期を迎える中、町内産人工林材の付加価値向上を図るため、渡島・檜山管内全域で取り組みを行っているはこだて森林認証推進協議会に加入して「緑の循環認証会議（SGEC）」の認証を取得し、木材利用の促進を進めており、町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民はもとより森林環境税の納税者の理解促進を図るため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、木育活動などを進め普及啓発を図ります。